

工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の範囲 の改正について(お知らせ)

輪島市が公告又は指名通知を行う工事の入札における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、下記のとおりとします。

記

1. 改正内容

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の範囲の上限を「10分の9」から「10分の9.2」へ、下限を「10分の7」から「10分の7.5」とします。

2. 算出方法

(最低制限価格及び低入札価格調査基準価格)

項目	改正前	改正後
最低制限価格の 範囲 (低入札調査基 準価格を含む)	10分の7から 10分の9まで	<u>10分の7.5から</u> <u>10分の9.2まで</u>
土木工事	ア 直接工事費×97% イ 共通仮設費×90% ウ 現場管理費×90% エ 一般管理費×55% ※上記の合計額に消費税及び地方消費税を加算	同左 (改正なし)
建築・設備工事	ア (直接工事費×90%)×97% イ 共通仮設費×90% ウ (現場管理費+直接工事費× 10%)×90% エ 一般管理費×55% ※上記の合計額に消費税及び地方消費税を加算	同左 (改正なし)

3. 適用日

平成31年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。